

1. 地区の概要(被災前)

【地区特性】

- ・当該地区は、いわき市中心部より南東に約 20km に位置し、津波被災市街地の被災前の人口は 642 人、世帯数は 248 世帯となっていました。

表 各津波被災市街地の人口、世帯数

	小浜	岩間	錦町須賀
人口(人)	164	306	172
世帯数(世帯)	56	134	58

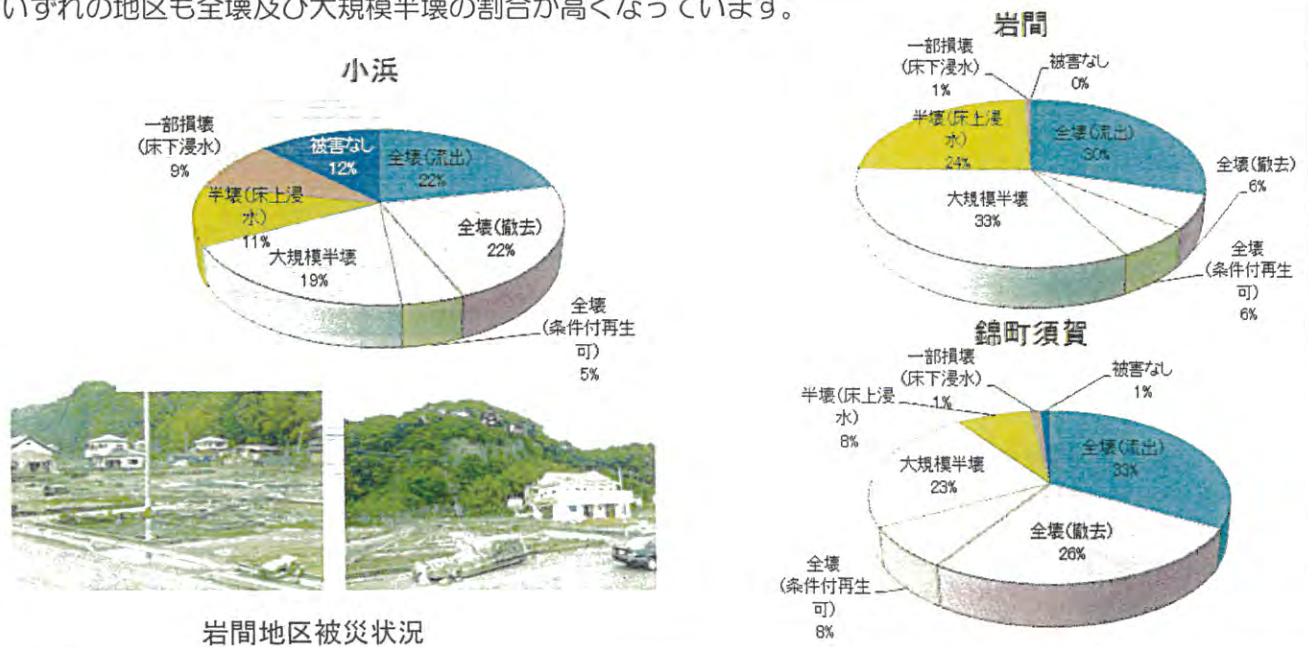
- ・地区内には、常磐共同火力勿来発電所や小浜漁港とともに、その関連施設が立地しています。

【土地利用特性】

- ・小浜の土地利用は、大半が住宅であり、住宅地内に畑地が点在していました。漁港部とその周囲には、小浜漁業協同組合施設や水産関連工業施設、店舗併用住宅が立地していました。
- ・岩間では、地区中央部に田地が広がり、住宅の他、社宅、グラウンドなど火力発電所の関連施設、商業業務施設、工業系施設が多く立地していました。
- ・錦町須賀は、鮫川の河口部であり、住宅用地に畑地が点在していました。

2. 被災状況

- ・いずれの地区も全壊及び大規模半壊の割合が高くなっています。



3. 被災者意向

●今後希望する住まいの場所

- ・今後希望する住まいの場所は、「被災前の地区に近い津波が来ない安全な場所(高台など)」が各地区で最も多くなっています。
- ・次いで各地区とも「被災前と同じ場所」となっています。

●復興案を策定していく上で必要な対策

- ・復興案を策定していく上で必要な対策は、小浜では、「津波が来ない安全な高台などに移転できれば」、「今回のような津波が来ても街を守る十分な強度の防波堤が整備されれば」が最も多くなっています。
- ・岩間では、「津波が来ない安全な高台などに移転できれば」が最も多く、次いで「今回のような津波が来ても街を守る十分な強度の防波堤が整備されれば」、「かさ上げされた防災道路や防災緑地など多重に津波から街を守る施設が整備されれば」の順となっています。
- ・錦町須賀では、「今回のような津波が来ても街を守る十分な強度の防波堤が整備されれば」が最も多く、次いで「津波が来ない安全な高台などに移転できれば」が次いでいます。

※第2回いわき市津波被災市街地復興意向調査結果より

4. 地区復興の基本的考え方

【全体復興の基本的考え方】

- ・本地区には火力発電所や関連事業所が立地し、いわき市都市計画マスタープランでは、本市のエネルギー拠点としての新たな開発が地域づくりの方針として示されています。都市環境面では、沿岸地域や崖地等で所要の防災対策を講じ、安心して住めるまちづくりに努めることが位置づけられています。
- ・市街地復興に当たっては、災害に強い地区づくりを最大の目標にするとともに、地区再建という観点から新たな環境・エネルギー関連機能の導入の検討や、水産業等地場産業の復興を目指します。

【土地利用の基本的考え方】

- ・住宅地については、被災者意向も踏まえると、現位置での復興と高台での復興、地区外での復興に分かれていることから、それぞれの移転場所で良好な環境が形成され、利便性も確保されるよう配慮します。
- ・県道泉・岩間・植田線の再整備などにより生活利便性の向上を図るとともに、アクセス利便性も活かした環境・エネルギー関連機能や産業機能等の導入を検討し、復興を牽引するような土地利用の誘導に努めます。
- ・住宅再建が困難な被災者向けに、災害公営住宅を整備します。

【津波防御の基本的考え方】

- ・海岸・河川の津波防災対策、防災緑地や海岸道路の整備などのほか、避難地や避難路の指定、避難訓練等によって安全な場所に迅速に避難できる対策など、多重防御による「減災」の考え方を基本とし、地区の安全性の向上を図ります。

5. 地区別復興の方針

	土地利用の方針	防災施設整備の方針
小浜	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地等については、近隣の安全な場所へ移転し、一部区域については、津波防災対策等により、市街地の安全性の向上を図りながら現位置復興することを基本とします。 ・県道泉岩間植田線の南側については、水産業や関連事業所など、地場産業の復興を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸、河川の津波対策を行います。 ・安全な場所に速やかに避難できるよう、迅速な災害情報の伝達とともに、避難路の指定や避難場所への表示板の設置など防災対策を充実します。
岩間	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地等については、近隣の安全な場所へ移転し、一部区域については、津波防災対策等により、市街地の安全性の向上を図りながら安全で快適な市街地の再生を目指します。 ・周辺の住環境に配慮しながら、利便性を踏まえた位置に産業・業務機能の誘導を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸の津波対策を行います。 ・津波被害を軽減する観点から、海岸堤防と合わせて、防災緑地や県道を整備し、災害に強い市街地を形成します。 ・安全な場所に速やかに避難できるよう、迅速な災害情報の伝達とともに、避難路の指定や避難場所への表示板の設置など防災対策を充実します。
錦町 須賀	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地等については、近隣の安全な場所へ移転し、一部区域については、津波防災対策等により、集落の安全性の向上を図りながら現位置で復興することを基本とします。 ・住宅の移転跡地については、自然的土地利用を誘導します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸の津波対策を行います。 ・津波被害を軽減する観点から、海岸堤防と合わせて防災緑地を整備します。 ・避難地に速やかに避難できるよう、迅速な災害情報の伝達とともに、避難路の指定や避難場所への表示板の設置など防災対策を充実します。

【小浜】



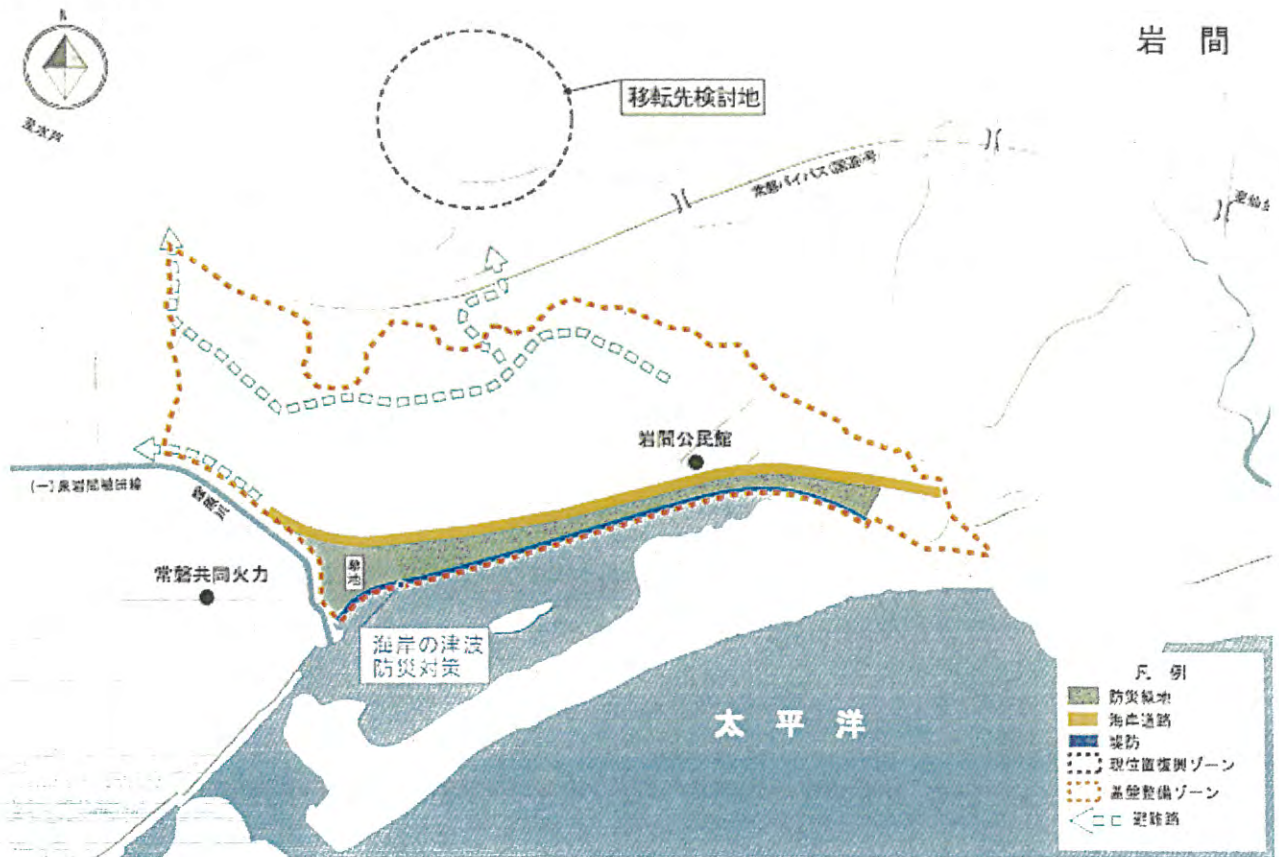
《土地利用方針》

- ・住宅地等については、近隣の安全な場所へ移転し、一部区域については、津波防災対策等により、市街地の安全性の向上を図りながら現位置での復興を基本とします。
- ・県道泉岩間植田線の南側については、水産業や関連事業所など、地場産業の復興を目指します。
- ・平成 27 年度までに土地利用が図られることを目標に事業を進めていきます。

主な取組み

主体	主な取組み	備考
県	・ 公共土木施設等災害復旧（海岸保全施設等）	
	・ 道路整備（泉岩間植田線）	市と連携
市	・ 被災市街地復興土地区画整理/防災集団移転（約 55 世帯）	柱 3
	・ 避難路の整備	

【岩間】



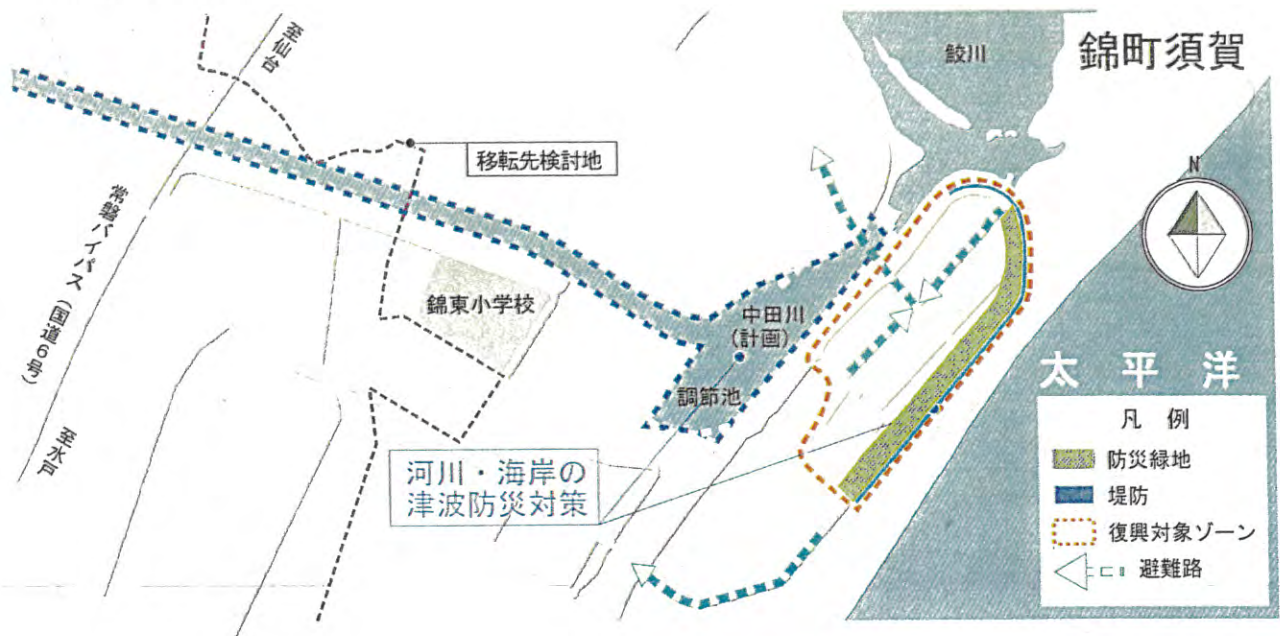
《土地利用方針》

- ・ 住宅地等については、近隣の安全な場所へ移転し、一部区域については、津波防災対策等により、市街地の安全性の向上を図りながら、安全で快適な市街地の再生を目指します。
- ・ 周辺の住環境に配慮しながら、利便性を踏まえた位置に産業・業務機能の誘導を図ります。
- ・ 平成 27 年度までに土地利用が図られることを目標に事業を進めていきます。

主な取組み

主体	主な取組み	備考
県	・ 公共土木施設等災害復旧（海岸保全施設等）	
	・ 防災緑地の整備	市と連携
	・ 道路整備（泉岩間植田線）	市と連携
市	・ 被災市街地復興土地区画整理/防災集団移転（約 130 世帯）	柱 3
	・ 避難路の整備	
	・ 消防団施設等の復旧（土地利用と合わせあり方検討）	

【錦町須賀】



《土地利用方針》

- ・ 住宅地等については、近隣の安全な場所へ移転し、一部区域については、津波防災対策等により、集落の安全性の向上を図りながら現位置復興することを基本とします。
- ・ 住宅の移転跡地については、自然的土地利用を誘導します。
- ・ 平成 25 年度までに土地利用が図られることを目標に事業を進めていきます。

主な取組み

主体	主な取組み	備考
県	・ 公共土木施設等災害復旧（海岸保全施設等）	
	・ 防災緑地の整備（※今後調整）	市と連携
	・ 河川整備	
市	・ 防災集団移転（約 50 世帯）	柱 3
	・ 避難路の整備	